

## 様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

### 1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配 置 困 難
医療専門課程	看護学科	夜・ 通信	87 単位	9 単位	
			92 単位	10 単位	

(備考) 令和4年度入学生より新カリキュラムに移行したので下段に表記した

### 2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

学校ホームページ <a href="http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html">http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html</a>
---

### 3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 (困難である理由)
------------------

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	岡崎市立看護専門学校 自己点検評価委員会
役割	岡崎市立看護専門学校学則第32条に規定する学校の教育活動の状況の点検及び評価を総合的、客観的かつ多角的に行う。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
岡崎市民病院事務局長	定めなし	
岡崎市民病院看護局長	定めなし	
岡崎市医師会役員	定めなし	
(備考) 上記外部人材には、教育理念、教育課程、実習、評価過程等に関する事項について、幅広い意見をいただき、以後の学校運営の課題として取り組んでいく。		

## 様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

### ○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

当校の教育課程については、岡崎市立看護専門学校学則第8条及び第9条に基づき、岡崎市立看護専門学校学則施行細則第12条第1項に規定するカリキュラム委員会で審議・決定し、授業要綱として1冊にまとめている。

授業要綱は、当該年度の4月に学生に配布している。

(カリキュラム委員会)

カリキュラム委員会では、次のことを審議する。

教育計画の立案・実施及び評価に関すること、単位認定に関すること、教員の教育活動に関すること、教材・教具及び図書の選定に関すること

授業計画書の公表方法	授業要綱として公表
------------	-----------

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

岡崎市立看護専門学校学則第10条に記載された成績評価の方法・基準をもとに、担当職員が筆記試験や実技試験、レポート等の結果を評価、点数化し、各学生の成績を評価する。

成績、評価の認定手順は、各学生の成績を評価後、岡崎市立看護専門学校学則第27条に規定する運営会議に提出し、審議を経て履修及び卒業の認定を行う。

**3．成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。**

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

岡崎市立看護専門学校学則第 10 条に記載された成績評価の方法・基準をもとに、担当職員が筆記試験や実技試験、レポート等の結果を評価、点数化し、点数に応じて A～C 及び不合格として各学生の成績を評価する。

ただし、令和 4 年度から導入の新カリキュラムにおいては、S～C 及び不合格として各学生の成績を評価する。

客観的な指標の 算出方法の公表方法	<a href="http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html">http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html</a>
----------------------	---

**4．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。**

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

卒業の認定については、岡崎市立看護専門学校学則第 24 条により、欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えない者で、所定の単位を取得した者に対し、岡崎市立看護専門学校学則第 27 条に規定する運営会議の審議を経て校長が認定する。

卒業の認定に関する 方針の公表方法	<a href="http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html">http://webhp.city.okazaki.lg.jp/reiki/reiki_menu.html</a>
----------------------	---

## 様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

### 1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	公立専門学校につき略
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

### 2. 教育活動に係る情報

#### ①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士
看護師養成所		医療専門課程	看護学科	○	
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		開設している授業の種類	
		講義	演習	実習	実験
3年	昼	98 単位 時間／単位 (R3 入学生まで)	75 単位 時間／単位	23 単位 時間／単位	
		103 単位時間／単位 (R4 入学生から)	80 单位 時間／単位	23 单位 時間／単位	单位時間／単位
		98 単位 時間／単位			
		103 単位 時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数 総教員数
120 人		125 人	0 人	15 人	95 人 110 人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
(概要) 本校の教育課程は、岡崎市立看護専門学校学則施行細則第12条第1項に規定するカリキュラム委員会で審議し決定する。実施前年度に委員会での審議を行い、当該年度の4月に授業要綱として配布している。
(カリキュラム委員会) 教育計画の立案・実施及び評価に関すること、単位認定に関すること、教員の教育活動に関する事、教材・教具及び図書の選定に関する事
成績評価の基準・方法
(概要) 成績評価については、岡崎市立看護専門学校学則第10条に記載されている。 1 授業科目の成績の評価は、その授業科目について実施する試験又は実習の成果により行う。

- 2 成績の評価を受けることのできる学生は、所定の授業時間数の3分の2以上に出席した者に限る。
- 3 成績A（80点以上）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びD（60点未満）の4段階とする。この場合において、A、B及びCは合格とし、Dは不合格とする。  
ただし、令和4年度から導入の新カリキュラムにおいては、成績S（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上80点未満）、C（60点以上70点未満）及びD（60点未満）の5段階とする。この場合において、S、A、B及びCは合格とし、Dは不合格とする。
- 4 既習得単位の認定（岡崎市立看護専門学校学則第12条）は、本人の申請に基づいて既修の学習内容を評価し、当該学習内容が学校における教育内容に相当するものと認めるときは、その者が当該大学等において修得した総単位数の2分の1を超えない範囲で、学校において修得したものとして認定することができる。

#### 卒業・進級の認定基準

##### （概要）

卒業の認定については、岡崎市立看護専門学校学則第24条により、所定の単位を取得した者に対し、岡崎市立看護専門学校学則第27条に規定する運営会議の審議を経て校長が認定する。卒業認定に係る規定は学生便覧に記載し、各学生に配布している。

#### 学修支援等

##### （概要）

1年生には形態機能学を中心とした基礎学力を培い、2年生には実践能力を培うためのシミュレーション学習を行い、3年生には国家試験合格につながるような学力向上を目指した講義を行っている。

また、図書室の図書充実を図り、学生相談を行っている。

#### 卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）

卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
34人 (100%)	0人 ( 0 %)	32人 ( 94%)	2人 ( 6 %)

##### （主な就職、業界等）

看護師として医療機関（病院等）に就職

##### （就職指導内容）

1年次から3年次を通じて、キャリア教育や就職ガイダンスを実施し、個別に就職相談を行っている。

##### （主な学修成果（資格・検定等））

看護師国家試験受験資格、保健師・助産師学校の受験資格

##### （備考）（任意記載事項）

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
124 人	6 人	4.8%
(中途退学の主な理由)		
進路の変更		
(中退防止・中退者支援のための取組)		
学生相談及び個別相談の実施		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	50,000 円	180,000 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
岡崎市民病院看護師等修学資金、日本学生支援機構奨学金、岡崎市奨学資金貸付金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページ <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/820/821/p012879.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/820/821/p012879.html</a>												
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 教育活動の状況の点検及び評価を総合的、客観的かつ多角的に行うため、自己点検評価を行う。 岡崎市立看護専門学校学則施行細則第 12 条に規定する自己点検評価委員会を設置し、継続的に自己評価を実施するとともに、外部人材には、教育理念、教育課程、実習、評価過程等に関する事項について、幅広い意見をいただき、以後の学校運営の課題として検討していく。												
評価項目：学校の管理・運営に関する事項、学校の教育理念・教育目的・教育目標に関する事項、教育課程経営に関する事項、教授・学習・評価過程に関する事項、入学・卒業・就業・進学に関する事項、地域社会との交流に関する事項、研究活動に関する事項												
学校関係者評価の委員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>所属</th> <th>任期</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡崎市民病院事務局長</td> <td>定めなし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡崎市民病院看護局長</td> <td>定めなし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岡崎市医師会役員</td> <td>定めなし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	所属	任期	種別	岡崎市民病院事務局長	定めなし		岡崎市民病院看護局長	定めなし		岡崎市医師会役員	定めなし	
所属	任期	種別										
岡崎市民病院事務局長	定めなし											
岡崎市民病院看護局長	定めなし											
岡崎市医師会役員	定めなし											
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページ <a href="https://www.city.okazaki.lg.jp/820/821/p012879.html">https://www.city.okazaki.lg.jp/820/821/p012879.html</a>												
第三者による学校評価 (任意記載事項)												

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)

<https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1104/1130/p012815.html>

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「一」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校名	岡崎市立看護専門学校
設置者名	愛知県岡崎市

### 1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

	前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）	9人	10人	19人
内訳	第Ⅰ区分	4人	2人
	第Ⅱ区分	3人	5人
	第Ⅲ区分	2人	3人
家計急変による支援対象者（年間）	0人	0人	0人
合計（年間）	9人	10人	19人
(備考)			

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

### 2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	0人	0人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人	0人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月末満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月末満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	0人	0人	0人
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。